

富士山ナンバーが



平成20年秋
に導入される予定です！



新たな地域名表示ナンバー、いわゆる「ご当地ナンバー」として、富士山を取り巻く4市2町が要望していた「富士山ナンバー」。ことし3月1日、導入の予定が国土交通省から発表されました。

「富士山ナンバー」に関するこれまでの取り組み

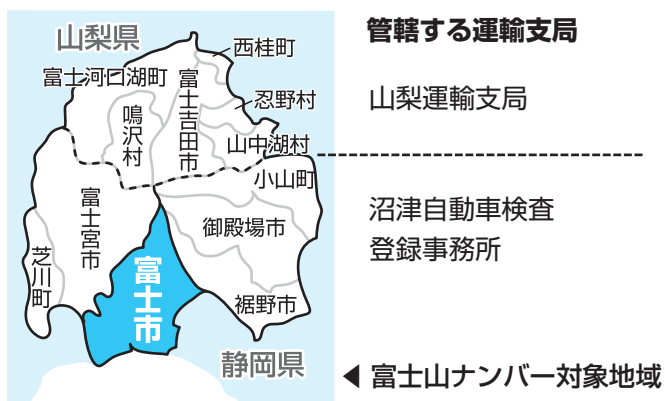


富士山を取り巻く富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、小山町、芝川町の4市2町は、平成16年6月、「「富士山ナンバー」創設研究会」を設置し、富士山ナンバー導入についての調査・研究を進めてきました。

その中で、同年、4市2町で行ったアンケート調査において、「沼津ナンバー」から「富士山ナンバー」への変更に64.4%の人が賛成したことや、各市町の議会でも賛同が得られたことから、平成17年5月、国土交通省へ「富士山ナンバー」導入の要望書が静岡県知事を通じて提出されました。

ところが、同時に山梨県の6自治体からも要望が出され、国土交通省は、ナンバーが両県をまたがることによる各種行政事務などへの影響を考慮し、継続協議としました。

その協議の結果、複数の県にまたがる全国初のナンバーとして、平成20年秋の導入を目指すことが今回発表されました。



管轄する運輸支局

山梨運輸支局

沼津自動車検査登録事務所

◀ 富士山ナンバー対象地域

「富士山ナンバー」Q&A



Q. 「富士山ナンバー」の対象車両は？

A. 原動機付自転車を除く、軽二輪車以上の車両です。

Q. 導入日以降、対象地域で新規登録したときのナンバープレートはどうなるの？

A. すべてに「富士山ナンバー」が交付されます。
※現行の「沼津ナンバー」との選択制ではありません。

Q. 現行の「沼津ナンバー」の車は、「富士山ナンバー」に変更しなければならないの？

※ナンバープレートの破損・紛失による番号の変更以外。

A. 変更する必要はありませんが、「富士山ナンバー」対象地域内に使用の本拠を持つ場合、申請（希望）により「富士山ナンバー」に変更することが認められています。

また、対象地域内で移転・変更登録（転居・名義変更）する場合も、申請（希望）により、変更することができます。

問い合わせ

企画課 ☎55-2718 FAX 53-6669

so-kikaku@div.city.fuji.shizuoka.jp